

誓 約 書

当社（当法人）は、国立大学法人一橋大学との取引に当たり、「国立大学法人一橋大学会計規則」及び関係規則を遵守するとともに、「一橋大学との取引における注意事項」に同意し、いかなる不正、不適切な契約を行わないことを誓約します。

また、当社（当法人）がこれに反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

平成 年 月 日

国立大学法人一橋大学長 殿

(住 所)
(社 名)
(代表者役職・氏名)

印

一橋大学との取引における注意事項

一橋大学（以下、「本学」という。）が執行する経費は、社会規範、法令、学内規則その他の執行ルールを遵守し、公正かつ効率的に使用することとしております。

誓約書の提出においては、下記の注意事項を熟読いただき、ご同意の上、提出願います。

記

- 1 取引に当たり、贈賄・談合及び本学職員との癒着などが生じることがないようにしてください。
- 2 取引に当たり、調達の仕様を十分ご確認の上、納品等をしてください。なお、納品等の際、本学の検査に不合格であった場合には、速やかに交換等をしてください。
- 3 次の行為は、不正経理となりますのでご注意ください。
 - ・預け金（本学教職員等からの預け金の依頼の承諾）
 - ・取引事実と異なる書類の提出
 - ・カラ発注（納品の実態がないにもかかわらず、本学から研究費等を受け取った）
- 4 発注は、原則として本学契約担当部署の事務職員が行います。
- 5 納品の確認は、指定された納品部署において、納品検収職員が確認をします。納品部署が不明な場合は、発注担当者へ確認をしてください。
- 6 本学教職員等から調達に際して不適切な要請があった場合には、当該要請には絶対に応じないようにしてください。また、本学の通報窓口にご連絡ください。
- 7 本学の内部監査をはじめとする、各種監査時に、取引記録に関する帳簿等の提供等を依頼することがありますので、全面的にご協力ください。
- 8 本学への納入物品等は、環境に配慮したものを優先的に納入してください。
- 9 本学の調達案件においては、高品質かつ安価な調達ができるようご協力ください。